

岩手県監査委員告示第26号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

1（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和6年5月22日

イ 本監査実施日 令和6年7月16日

（3） 監査結果の公表の日 令和6年8月30日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の執行に当たり、変更契約の理由が不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあつた工事契約について、組織内で誤つた判断による対応であつたことを共有し、今後は、変更契約の際のチェックシートに「関係のない工事が含まれていないか」の項目を追加し、チェック機能を強化することで再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和6年5月29日から同年6月28日まで

イ 本監査実施日 令和6年7月18日

（3） 監査結果の公表の日 令和6年8月30日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、通知した納期限が不適當なものが1件、182,408円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあつた収入処理について、これまで相手方が確実に納付できる日を納期限としていたが、今後は会計規則に基づく事務処理を行うよう、所属内で当該事案を共有し再発防止に努めることとした。

岩手県監査委員告示第27号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 環境生活部資源循環推進課
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年7月2日から同月31日まで
 - (2) 本監査実施日 令和6年8月5日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年10月8日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政代執行費用の徴収に当たり、減額調定していないものが1件、33,359,588円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	決裁後、担当者において調定票に「決裁登録印」が押印されていることを確認する。 また、出納局から提供される「調定未決裁一覧表」を担当者及び予算担当者において二重チェックする。
委託業務の執行に当たり、変更契約の時期が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後同様の事例があった場合には、変更契約の時期等の協議内容を書面に残し明確化することとする。

岩手県監査委員告示第28号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第4号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県農業研究センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年9月26日
 - (2) 本監査実施日 令和6年12月10日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年2月14日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の契約に当たり、設計額を合理的な理由もなく減額して予定価格を定めているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった委託契約について、予定価格の算定に際し、予算範囲内とするため合理的な理由がない数値を用いて設計額を減額していたが、今後は決裁過程において積算の考え方や数値の根拠を明示し、相互チェックが機能するよう改善を行うことで再発防止に努めることとした。

岩手県監査委員告示第29号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局教育企画室
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年7月11日
 - (2) 本監査実施日 令和6年8月22日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年10月8日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、92,834円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	速やかに返納処理を完了したとともに、今後は、①支給割合・期間率を各室課にて算定すること、②Excel等を利用した算定ツールを活用することとし、再発防止に努めることとした。

岩手県監査委員告示第30号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第8号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立花巻農業高等学校
- 2 監査実施日
 - （1） 予備監査実施日 令和6年11月28日から同年12月27日まで
 - （2） 本監査実施日 令和7年1月20日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、76,259円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	速やかに返納処理を完了したとともに、今後は、①事務室内で複数の職員が十分確認すること、②給与関係事務相互フォローアップにて他校の職員の確認も必ず受けることとし、再発防止に努めることとした。

岩手県監査委員告示第31号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第9号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 中部教育事務所
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年10月1日から同月31日まで
 - (2) 本監査実施日 令和7年1月21日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当の認定に当たり、執行管理体制に不適當なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、認定事務の適正執行確保のための取組の実施、組織としての実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。	速やかに追給・返納処理を完了した。 今後は、総括職員による進捗管理を徹底するとともに、疑義がある場合は必ず課長が確認を行い、必要に応じて所長ヒアリングを実施するなど、再発防止に努めることとした。

岩手県監査委員告示第32号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第15号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立気仙光陵支援学校
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和7年1月7日から同月31日まで
 - (2) 本監査実施日 令和7年2月4日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年4月8日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
特別支援教育就学奨励費の支給等に当たり、未処理であることを認識しながら、事務処理を怠り、保護者等への支給が遅れるなど、執行管理体制に不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、当該事務事業は直接保護者等の利害に影響するものであるにもかかわらず、正当な理由もなく長期間放置されているものであり、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、事務処理の適正な執行確保のための取組の実施、組織としての実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。	令和6年度には同様の事案が生じていないことを再確認した。 今後は、通年のチェック表を作成・共有し確認を行うとともに、毎月末に打ち合わせを実施し事務処理全般の進捗状況の共有を図り、遅れのある業務を組織的にカバーし合うなど、再発防止に努めることとした。